

平成 28 年 1 月 12 日

各都道府県・指定都市青少年行政主管部局長 殿

内 閣 府
政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（青少年環境整備担当）

平成 28 年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について(依頼)

青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備について、かねてから格別の御尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、内閣府及び関係省庁においては、昨年度に引き続き、別紙の通り、平成 28 年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を、官民協力して実施することといたしました。

つきましては、貴職におかれましても、本取組の趣旨を踏まえ、貴職管下の関係部局(課)及び管内市区町村、関係団体等に本取組を周知するとともに、教育委員会、警察、総務省総合通信局、市区町村、PTAその他関係機関・団体や関係事業者等と連携し、特に下記の点に留意し、効果的な啓発活動その他積極的な取組を推進していただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 スマートフォン等の購入時におけるフィルタリングの設定等

青少年が利用するスマートフォン等インターネット接続機器を購入・契約する際、保護者等購入者は、販売店に対し、利用者が青少年である旨を申し出、フィルタリングについて説明を受けるようにすること。

また、販売店においては、十分に説明し、青少年インターネット環境整備法上の義務を履行することはもとより、積極的にフィルタリングを設定すること。

※参考 青少年インターネット環境整備法（抜粋）

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務）

第 17 条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくは PHS 端末の利用者が 青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 携帯電話端末又は PHS 端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする 保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

2 家庭における話し合い及び利用のルール作り

各家庭において、スマートフォンやソーシャルメディア等のリスクについて親子間で話し合い、規則正しい生活習慣づくりや正しく利用するための家庭でのルール作りを行うこと。

3 青少年及び保護者のインターネット・リテラシーの向上

教育委員会、学校、PTA、地域団体等と連携し、卒業式・入学式や保護者会等の場を活用するなどして、スマートフォン等インターネットの安心・安全な利用に関し、青少年や保護者の意識を高めるための取組を行うこと。

(連絡先)

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（青少年環境整備担当）付
青少年インターネット環境整備推進担当
清水、松本
TEL 03-3714-1443

(別 紙)

平成28年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について

1 趣旨・目的

近年、青少年のスマートフォン等のインターネット接続機器の利用が急速に進んでおり、多くの青少年がSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)やオンラインゲーム等のいわゆるソーシャルメディア等を利用するようになっている。

しかし、その一方、こうした機器の長時間利用による生活習慣の乱れや、不適正な利用により、青少年が犯罪の被害者や加害者となったり、いじめやプライバシー上の問題など思わぬトラブルに陥るなど、深刻な問題も発生しているところである。

このため、未来を担う青少年が、そのようなリスクとそれに対する適切な対応を理解した上で、スマートフォン等を正しく利活用できる環境を整えることが非常に重要となっている。

このような認識の下、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、インターネット接続機器やサービスを提供する関係事業者とこれを利用する青少年及び保護者、学校等の関係者が連携、協力し、フィルタリングの推進及びインターネットリテラシーの向上に重点を置いたスマートフォンやソーシャルメディア等の安全・安心な利用のための啓発活動等の取組を集中的に展開する。

2 実施期間

平成28年2月～5月

3 参加府省庁

内閣府・総務省・経済産業省・内閣官房 IT 総合戦略室・警察庁・消費者庁・法務省・文部科学省